

建 議 書

平成25年10月21日

高 知 市 農 業 委 員 会

平成 25 年 10 月 21 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市農業委員会

会 長 門田 博文

平成 26 年度における農業施策並びに農業予算に関する建議

高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、「農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項」の規定に基づき、下記のとおり建議いたします。

記

我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足等による人的課題、円安傾向が続く中での農業資材や燃油の高騰・農作物価格の低迷等に伴う農家所得の減少、また、これらに起因する遊休農地の拡大、食料自給率の低下など、非常に厳しい状況にあります。

国は、新たな農業成長戦略として、今後 10 年間で農業・農村全体の所得を倍増することなどを目的とし「農地中間管理機構の整備」「日本型直接支払制度」等のいくつかの重要な施策を掲げました。また、こうした国の施策に関連して「人・農地プラン」への取組も、ますます重要性を増していきます。しかしながら、今後の T P P 交渉結果によっては、私たちの農業経営は混迷を深めるのではないかと大変懸念しています。

こうした状況から、今後の数年間は、私たち農業者にとって大変重要な意味を持つのではないかと考えております。

本市においても、農業従事者の高齢化や後継者の不足に加え、市街化区域内農地における固定資産税増税や有害鳥獣による農作物被害の拡大などの問題を抱えています。

農業は豊かな市民生活を送ることに不可欠なものでありその農業を守り育てていくには、関係者の自助努力はもとより、行政のより一層の支援施策展開が求められます。

農業委員会としましても、農業者の代表機関として、その役割と責任の重さを十分認識し、農地法及び関係法令に基づく許可等法令業務の適切な執行はもちろんのこと、切実な農業者の声を農政に反映させるなど、地域の農業・農政活動に努めております。

農業・農地が国土保全・環境・防災・水資源・教育・健康などの面からも市民生活に欠かせないものであることを、改めて御認識いただき、農業者が安心して営農できる、後継者が希望をもてる農業をおこなっていくため、効果的で継続性のある支援策の実施・必要な予算確保、また上部機関等への意見具申等をされますよう、次のとおり建議します。

建議事項

1 農業振興の施策について

農家の高齢化や耕作放棄地の増加，農作物価格の低迷と熾烈な産地間競争，燃油や農業生産資材の高騰などの状況の中，さらに国は国内農業への悪影響が懸念されるTPPへの交渉に参加し協議を進めています。

また，国は農業・農村全体の所得を倍増することなどを目的とし「農地中間管理機構の整備」「日本型直接支払制度」等のいくつかの重要な施策を掲げました。国が示している新たな農業施策への対応は怠ることはできませんし，私たち農業者としても国の動向を注視していかなければなりません。

高知市の農業構造にも大きな変化が見られ，この10年間（平成12年～22年）で，販売農家が3割弱減少しています。

このように農業を取り巻く環境は厳しく，高知市は平成22年度から5年間を計画期間とする「第11次高知市農業基本計画」に基づき農業振興施策を推進するとともに，「人・農地プラン」の策定を進めており，平成25年度を目途に市内各地域において同プランが策定される予定です。今後は同プランに位置づけられる「地域の中心となる経営体や，それ以外の経営体」への支援策を打ち出すことが地域農業の維持発展に欠かせません。

しかし，これら経営体に対する国の支援策は，新規就農や土地利用型農業を念頭においたものが多く，園芸農業が盛んで小規模農家が多い高知市に適した対策が少ないことから，国の施策の隙間を埋める高知市独自の農業施策（市単事業）の創設拡充に取り組んでください。

また、平成 26 年度は 2011 高知市総合計画のもと高知市農業基本計画の見直し作業に取りかかると伺っておりますが「人・農地プラン」に位置づけられた担い手等の育成や農地の有効利用、地域が求める農業のあり方などが実現できるよう中長期の視点に立った支援施策を新計画に反映させてください。

2 地場産品活用と食育体験学習の推進について

高知市の学校給食における地域食材の使用割合については、平成 24 年度に平成 25 年度末の目標を前倒しで達成されたことに敬意を表するとともに、今後においても目標を上回る成果の実現に向けた取組をお願いいたします。

一方、自由献立の日については統一献立と異なる事情などから地域食材使用率が低い傾向にありますが、高知市の各地域には地理的条件や土地利用形態に合わせた様々な農作物が栽培されており、それら地域食材を利用することは、子供達にとって地域を知るうえで優れた教材となります。地元 J A や農業者等との連携を深め、さらなる使用率向上に努めるとともに、地域食材の生産現場への現地学習を併せて行う等、食と体験を通じた地域農業を知る機会を増やしてください。

また、本年度からモデル的に取り組みを行う学校給食用食材生産支援事業については、その成果を検証し、改善を図って、学校給食用食材生産者組織の育成の為、恒久的な支援制度の確立を目指してください。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

近年高知市のみならず、全国的にも有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。高知市では市内の被害調査を実施していますので、地区ごとの調査結果を明らかにし、経年変化を示したうえで、考えられる課題等を早急に整理し、猟友会等との連携を密にして、実効性のある被害対策を講じてください。

また、高齢化や狩猟免許取得時及び更新に多額の個人負担費用がかかることから、狩猟免許保持者が減少しているのが現状です。平成 25 年度から有害鳥獣の捕獲実績のある者を対象として、狩猟者としての資格を維持するための経費の一部（狩猟者登録手数料 1,800 円/猟具種の 1/2）を補助する制度を新たに創設し支援を行っていただいておりますが、他の経費に対してもさらなる支援を行ってください。

有害鳥獣捕獲報償金制度について、平成 25 年度からサルを新たに対象鳥獣に加えていただきましたが、最近、土佐山地域ではシカの姿が見られる状況になっており、大変懸念しています。高知市は他市に比べて、報償金額が少なく、国や県の補助支援だけでなく、市当局も自らの問題として捉え、更なる予算を確保するよう要望します。

有害鳥獣対策につきましては、餌付け防止や、柵の設置等の組み合わせで追い払いを行う等を集落ぐるみで実施することが効果的とのことです。高知市には既に鳥獣被害対策協議会がございしますが、鳥獣被害が出ている各エリアにおいて、被害防止対策のための地区協議会の設立を求めます。

現在鏡地域では、サル防護柵「猿落君」をモデルほ場で設置し、サルの被害防止に取り組んでおられるとのことですが、その効果を検証し、他の地域においても被害防止に取り組んでください。

鏡地区に整備されるイノシシ等処理加工施設ですが、土佐山・鏡地区だけで処理能力が限界で、市内全域をカバーすることができないとお聞きしていますが、他の地域からも施設整備の要望が出ており、

市内全域から搬入可能な解体処理施設整備の早急な実施をお願いします。

4 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養が課題となっております。

農業用水の確保の点では、東部地域においては、塩水化が進行し、上流用水の活用を含めた対策が求められています。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも、森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されており、良質な農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では、市街化区域からの雨水流入により、農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地の排水対策が二十年来の課題となっており、その具体的対応が求められています。また、春野地域における新川川本線や支線（北山川）の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備は、引き続き継続した取り組みが必要です。特に北山川の堆積している部分の浚渫につきましては、現地確認のうえ早期対応をお願いします。

高知市は、第二次高知市環境基本計画で自然豊かなまちづくりの政策の中で、施策として農地の保全を掲げています。農地を守るという視点からの、湛水防除対策や内水排水対策の具体的な整備計画の策定を、引き続き強く求めます。

5 中山間地域の農業振興について

中山間地域は、市民の水源としての役割を担っており、棚田や畑などの農地は水源かん養に重要な役割を果たすとともに、自然条件を活かした付加価値の高い農産物の生産など市民から期待をされています。

こうしたことから、都市部の市民生活を支える観点からも中山間地域は重要であります。しかし、近年は若者の流出、少子高齢化による人口の減少に歯止めがかからず、集落機能の低下、耕作放棄地や遊休農地の増加はさらに深刻になりつつあります。若者の流出を防ぎ、中山間地域以外からの移住・定住を促進するためには就労の場の確保が不可欠です。

耕作放棄地、遊休地対策としての農道、作業道、せまち直し等の基盤整備を図り、就農を促進し、農業者の所得の向上につなげて下さい。

また、若者ととも高年齢者や女性の就労の場を確保してください。

中山間地域には自然条件を生かした、梅・ゆず・四方竹・ハウス茗荷・花卉・ハウスイチゴ・生姜・露地野菜等の有力な生産物があります。こうした生産物の付加価値を高めるため、松山市等には既に市独自で設置されておりますが、高知市にも同様な専門的施設（農業指導センター）設置と人的配置を検討してください。また、農産品にかかる情報収集や販売促進等に重要である光ファイバー等の情報通信網の整備を早急におこなってください。

現在、国の制度で地理的条件不利地に対する「中山間地域等直接支払制度」がありますが、より一層の地域発展のために県・市の独自の上乗せを検討してください。

要望事項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について

市街化区域内農地は、区域内の緑被率の向上による地域の住環境保全や防災機能等、多面的機能を担っており、将来に向けて大切に保全しなければならない地域財産となっております。

特に、近い将来必ず起こるといわれている南海トラフの巨大地震の際には、津波の影響とともに、地震火災の延焼も大変危惧されるところで、これらを防ぐ意味でも市街化区域内農地の果たす役割は大きいものがあります。

しかしながら、市街化区域内農地の農業経営は農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。路線価は年々下落し農地（土地）自体の価値は急速に下がっている現在、農業収益に対して今以上、税負担が上昇すれば地方における農業経営は破綻するため、固定資産税の軽減を図る等、自治体の実態に応じた独自の裁量ができるように国に法改正を働きかけるよう強く要望します。

2 竹林対策について

竹の被害につきましては、年々広がっていることから、隣接農地等への拡大が深刻な問題となっています。個人での防除対策にも限界があることから、個人や地域での防除対策に対し、市独自の新たな補助金導入や、被害防止対策に早急に取り組んでください。

また、高知市内の企業が県産竹材を用いた製品の製造を行い、事業拡大されるという話があるとのことですが、県外では竹の飼料化や、きのこの菌床利用などの研究成果が報道されました。これはまだ研究成果が出た段階であり、事業化ということではないようですが、今後、産官学の連携を密にし、竹を原材料とする大規模事業の創設に向けた取組みをお願いします。

3 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっていますが、排水ポンプの老朽化による排水能力の低下や、重大な問題として、複数企業による土砂の堆積場所となっていることから池の縮小が進み、遊水池としての機能が失われてきています。さらには、境界主張が一部で隣接地権者と合意に至っていない等の課題が残っており、排水機能向上の水路整備等には未合意箇所の解決が必要条件であり、早急な確定を求めます。

また、過去の台風上陸時にはハウス等が浸水する被害にあったことから、周辺住民は常に浸水不安にさらされています。高知市は、二か年に渡り、小松沼周辺の土地利用の実態を含めた、仁ノ地区全体の排水基準の調査等を行っていますが、スピード感がありません。地元住民への説明責任を果たすとともに、本年度中には、仁ノ地区排水対策事業方針を確立し、既存水路の整備並びに水路の新設も含め、早期に事業着手にかかるよう要望します。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食料自給率の向上について

日本の食料自給率は、1961年供給熱量ベースで78%であったものが、次第に低下し、2010年以降は39%と大きく落ち込んできました。国は2010年3月、食料・農業・農村基本計画を策定し、2020年までに50%へ引き上げるという目標を掲げましたが、現時点でも非常に厳しい状況で、現在協議が進んでいるTPPに加入すれば、国内農業は壊滅的被害を受けると懸念されることから、現状では達成できる見通しは立っていません。2009年主要国の食料自給率では、アメリカ130%、ドイツ93%、フランス121%、イギリス65%であり、食料安全保障に対する取り組み度合いは歴然としているといわざるをえません。

一方国連推計では、世界の人口は現在70億人を突破し、2050年には93億人に達するという世界的食糧危機が叫ばれる中、中国の穀物輸入拡大報道や、異常気象による干ばつ等では、アメリカ、ロシアをはじめ世界各国の穀倉地帯は深刻な被害を受けています。このため、生産・輸出国は国内供給の確保を優先させ、頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化するなど、世界の食料争奪戦の危惧が深まっています。

食料純輸入国の日本にとって、国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり、食料国内供給力の飛躍的向上のため、国内農業の立て直しに総力をあげて取り組むよう引き続き国、県への働きかけを要望します。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助し、全額が社会保険料控除の対象となる等、他の年金制度にはないメリットがあります。

しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者、または、その認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は対象者に含まれていません。

将来、後継者とともに農業経営を担っていくべき配偶者についても補助の対象者となるよう引き続き国への働きかけを要望します。

3 農業委員会への交付金拡充等について

国は、「農地を農地として維持することに対価を支払う」ことを主な内容とし、農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払制度」及び、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を図る農地の中間的受け皿「農地中間管理機構（農地集積バンク）」の整備・活用を目指しています。

農業委員会は、今後、農地情報の把握と総合的な農地基本台帳の整備強化や、所有者に対し農地中間管理機構に貸す意志があるかどうかを確認する事務など役割が質・量ともに増大が予想されます。

適正な法令事務が遅滞なく執行できるよう、農業委員会事務局体制と農業委員会交付金の拡充を国・県へ引き続き働きかけるよう要望します。